

# 第1回 北庄内合併協議会

期日：平成16年11月27日(土) 9:30～  
会場：平田町農村環境改善センター

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

- 報告第1号 北庄内合併協議会設置までの経過について
- 報告第2号 北庄内合併協議会規約について
- 報告第3号 北庄内合併協議会事務局規程について
- 報告第4号 北庄内合併協議会助役会議設置規程について
- 報告第5号 北庄内合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第6号 北庄内合併協議会財務規程について
- 報告第7号 北庄内合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第8号 北庄内合併協議会分科会設置規程について

#### (2) 協議事項

##### (議決案件)

- 議案第1号 北庄内合併協議会会議運営規程について
- 議案第2号 北庄内合併協議会会議傍聴規程について
- 議案第3号 北庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第4号 北庄内合併協議会小委員会設置規程について(各小委員会委員の指名について)
- 議案第5号 平成16年度北庄内合併協議会事業計画について
- 議案第6号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出予算について

##### (協議案件)

- 協議第1号 協定項目1 合併の方式について
- 協議第2号 協定項目3 新市の名称について
- 協議第3号 協定項目4 新市の事務所の位置について
- 協議第4号 協定項目15 使用料、手数料等の取扱いについて
- 協議第5号 協定項目16 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第6号 協定項目17 補助金、交付金等の取扱いについて

##### (小委員会付託案件)

- 協議第7号 協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第8号 協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第9号 協定項目8 地方税の取扱いについて(その1)
- 協議第10号 協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第11号 協定項目11 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第 1 2 号	協定項目 1 2	条例、規則等の取扱いについて
協議第 1 3 号	協定項目 1 4	一部事務組合等の取扱いについて（その 1）
協議第 1 4 号	協定項目 1 9	慣行の取扱いについて
協議第 1 5 号	協定項目 2 0	国民健康保険事業の取扱いについて
協議第 1 6 号	協定項目 2 1	介護保険事業の取扱いについて
協議第 1 7 号	協定項目 2 2	消防団の取扱いについて
協議第 1 8 号	協定項目 2 3	自治会・行政連絡機構の取扱いについて
協議第 1 9 号	協定項目 2 4	（ 1 ） 納税関係事業の取扱いについて
協議第 2 0 号	協定項目 2 4	（ 2 ） 防災関係事業の取扱いについて
協議第 2 1 号	協定項目 2 4	（ 4 ） まちづくり関係事業の取扱いについて
協議第 2 2 号	協定項目 2 4	（ 5 ） 環境関係事業の取扱いについて
協議第 2 3 号	協定項目 2 4	（ 6 ） 住民窓口業務の取扱いについて
協議第 2 4 号	協定項目 2 4	（ 7 ） 保健衛生関係事業の取扱いについて
協議第 2 5 号	協定項目 2 4	（ 8 ） 病院関係事業の取扱いについて
協議第 2 6 号	協定項目 2 4	（ 9 ） 福祉関係事業の取扱いについて
協議第 2 7 号	協定項目 2 4	（ 1 0 ） 商工関係事業の取扱いについて
協議第 2 8 号	協定項目 2 4	（ 1 1 ） 観光関係事業の取扱いについて（その 1）
協議第 2 9 号	協定項目 2 4	（ 1 2 ） 農林水産関係事業の取扱いについて
協議第 3 0 号	協定項目 2 4	（ 1 4 ） 生活排水関係事業の取扱いについて
協議第 3 1 号	協定項目 2 4	（ 1 5 ） 建設関係事業の取扱いについて
協議第 3 2 号	協定項目 2 4	（ 1 6 ） 学校教育関係事業の取扱いについて
協議第 3 3 号	協定項目 2 4	（ 1 7 ） 生涯学習関係事業の取扱いについて
協議第 3 4 号	協定項目 2 4	（ 1 8 ） その他事務事業の取扱いについて
協議第 3 5 号	協定項目 1 3	事務組織及び機構の取扱いについて
協議第 3 6 号	協定項目 1 4	一部事務組合等の取扱いについて（その 2）
協議第 3 7 号	協定項目 1 8	町(字)の区域及び名称の取扱いについて
協議第 3 8 号	協定項目 2 4	（ 3 ） 電算システムの取扱いについて
協議第 3 9 号	協定項目 2 4	（ 1 1 ） 観光関係事業の取扱いについて（その 2）
協議第 4 0 号	協定項目 5	財産の取扱いについて
協議第 4 1 号	協定項目 8	地方税の取扱いについて（その 2）
協議第 4 2 号	協定項目 1 4	一部事務組合等の取扱いについて（その 3）
協議第 4 3 号	協定項目 2 4	（ 1 3 ） 水道関係事業の取扱いについて
協議第 4 4 号	協定項目 9	地域審議会等の取扱いについて
協議第 4 5 号	協定項目 2 5	新市建設計画について

### （ 3 ） その他

今後のスケジュールについて

## 4 閉 会

## 協議会資料一覧

1	次 第		
2	報告第1号資料	北庄内合併協議会設置までの経過について	1
3	報告第2号資料	北庄内合併協議会規約について	4
4	報告第3号資料	北庄内合併協議会事務局規程について	7
5	報告第4号資料	北庄内合併協議会助役会議設置規程について	11
6	報告第5号資料	北庄内合併協議会幹事会設置規程について	12
7	報告第6号資料	北庄内合併協議会財務規程について	14
8	報告第7号資料	北庄内合併協議会専門部会設置規程について	17
9	報告第8号資料	北庄内合併協議会分科会設置規程について	19
10	議案第1号資料	北庄内合併協議会会議運営規程について	21
11	議案第2号資料	北庄内合併協議会会議傍聴規程について	23
12	議案第3号資料	北庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	25
13	議案第4号資料	北庄内合併協議会小委員会設置規程について	26
		各小委員会委員の指名について	28
14	議案第5号資料	平成16年度北庄内合併協議会事業計画について	29
15	議案第6号資料	平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出予算について	30
16	議案付託表		31
17	その他資料	今後のスケジュールについて	33
18	協議第1号資料	協定項目1 合併の方式について	別冊
19	協議第2号資料	協定項目3 新市の名称について	
20	協議第3号資料	協定項目4 新市の事務所の位置について	
21	協議第4号資料	協定項目15 使用料、手数料等の取扱いについて	
22	協議第5号資料	協定項目16 公共的団体等の取扱いについて	
23	協議第6号資料	協定項目17 補助金、交付金等の取扱いについて	
24	協議第7号資料	協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	別冊
25	協議第8号資料	協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
26	協議第9号資料	協定項目8 地方税の取扱いについて(その1)	
27	協議第10号資料	協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて	
28	協議第11号資料	協定項目11 特別職の職員の身分の取扱いについて	
29	協議第12号資料	協定項目12 条例、規則等の取扱いについて	
30	協議第13号資料	協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その1)	
31	協議第14号資料	協定項目19 慣行の取扱いについて	
32	協議第15号資料	協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて	
33	協議第16号資料	協定項目21 介護保険事業の取扱いについて	
34	協議第17号資料	協定項目22 消防団の取扱いについて	
35	協議第18号資料	協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて	
36	協議第19号資料	協定項目24 (1) 納税関係事業の取扱いについて	
37	協議第20号資料	協定項目24 (2) 防災関係事業の取扱いについて	
38	協議第21号資料	協定項目24 (4) まちづくり関係事業の取扱いについて	
39	協議第22号資料	協定項目24 (5) 環境関係事業の取扱いについて	
40	協議第23号資料	協定項目24 (6) 住民窓口業務の取扱いについて	
41	協議第24号資料	協定項目24 (7) 保健衛生関係事業の取扱いについて	
42	協議第25号資料	協定項目24 (8) 病院関係事業の取扱いについて	
43	協議第26号資料	協定項目24 (9) 福祉関係事業の取扱いについて	
44	協議第27号資料	協定項目24 (10) 商工関係事業の取扱いについて	
45	協議第28号資料	協定項目24 (11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)	
46	協議第29号資料	協定項目24 (12) 農林水産関係事業の取扱いについて	
47	協議第30号資料	協定項目24 (14) 生活排水関係事業の取扱いについて	
48	協議第31号資料	協定項目24 (15) 建設関係事業の取扱いについて	
49	協議第32号資料	協定項目24 (16) 学校教育関係事業の取扱いについて	
50	協議第33号資料	協定項目24 (17) 生涯学習関係事業の取扱いについて	
51	協議第34号資料	協定項目24 (18) その他事務事業の取扱いについて	

52	協議第35号資料	協定項目13	事務組織及び機構の取扱いについて	別冊
53	協議第36号資料	協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)	
54	協議第37号資料	協定項目18	町(字)の区域及び名称の取扱いについて	
55	協議第38号資料	協定項目24	(3) 電算システムの取扱いについて	
56	協議第39号資料	協定項目24	(11) 観光関係事業の取扱いについて(その2)	
57	協議第40号資料	協定項目5	財産の取扱いについて	別紙
58	協議第41号資料	協定項目8	地方税の取扱いについて(その2)	別紙
59	協議第42号資料	協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その3)	別紙
60	協議第43号資料	協定項目24	(13) 水道関係事業の取扱いについて	別紙
61	協議第44号資料	協定項目9	地域審議会等の取扱いについて	別紙
62	協議第45号資料	協定項目25	新市建設計画について	別紙
63	別添1	北庄内合併協議会委員名簿		別添
64	別添2	北庄内合併協議会の設置に関する協議書(写)		別添
65	別添3	北庄内合併協議会規約に関する確認書(写)		別添
66	参考資料			別添

北庄内合併協議会設置までの経過について

任意協議会等における協議

期 日	項 目 ( 摘 要 )
平成 14 年 4 月 7 日	1 市 6 町長懇談会 ( 酒田市、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町 ) ・ 合併に関する基本的な考え方について
4 月 }	1 市 6 町合併研究会 ( 第 1 ~ 7 回 ) ・ 当面の検討項目のリストアップ等 ・ 任意協議会の設置について
7 月	1 市 6 町長会議 ・ 任意協議会の設置について
8 月 6 日	第 1 回庄内北部地域合併検討協議会 ・ 規約の制定、役員を選出等
8 月 27 日	合併重点支援地域に指定 ・ 庄内北部地域が山形県より指定される
8 月 30 日	第 2 回庄内北部地域合併検討協議会 ・ 合併の方式等について
12 月 2 日	第 3 回庄内北部地域合併検討協議会 ・ 基本 4 項目の方針について
12 月 18 日	第 4 回庄内北部地域合併検討協議会 ・ 法定協議会への移行を確認 立川町・余目町は参加見送りを表明
12 月 27 日	第 5 回庄内北部地域合併検討協議会 ・ 酒田市、遊佐町、八幡町、松山町及び平田町の 1 市 4 町で、法定協議会への移行を確認

庄内北部地域合併協議会（法定協議会）における協議

期 日	項 目（ 摘 要 ）
平成 15 年 2 月 1 日	庄内北部地域合併協議会設置 ・ 1 市 4 町議会の議決を経て設置される
2 月 5 日	合併重点支援地域の指定変更 ・ 庄内北部地域として酒田市、遊佐町、八幡町、松山町及び平田町の区域が山形県の指定地域となる
2 月 15 日	第 1 回庄内北部地域合併協議会 ・ 協議会の規約・規程及び平成 1 4 年度事業計画及び予算について
3 月	合併協定項目、各種事務事業に関する協議 合併協議会（第 2 ～ 1 7 回） 合併協議会各小委員会 ・ 建設計画に関する小委員会（第 1 ～ 9 回） 建設計画、新市の名称に関する協議 ・ 行財政システムに関する小委員会（第 1 ～ 9 回） 新市の事務所の位置、地域審議会等に関する協議 ・ 議会議員の定数、任期等に関する小委員会（第 1 ～ 7 回） 議会議員の定数、任期等に関する協議 ・ 第 1 小委員会（第 1 ～ 9 回） 各種事務事業に関する協議（総務、商工観光、議会） ・ 第 2 小委員会（第 1 ～ 6 回） 各種事務事業に関する協議（企画財政、教育） ・ 第 3 小委員会（第 1 ～ 1 3 回） 各種事務事業に関する協議（市民生活、健康福祉） ・ 第 4 小委員会（第 1 ～ 1 2 回） 各種事務事業に関する協議（建設、農林水産）
平成 16 年 9 月	正副会長会議 助役会議 各専門部会、分科会
9 月 28 日	正副会長会議 ・ 懸案事項（水道事業、建設計画、地域審議会等）の調整方針について
10 月 4 日	正副会長会議 ・ 遊佐町長より、合併協議会からの離脱表明 ・ 懸案事項（建設計画、地域審議会等）の調整方針について
10 月 6 日	第 1 8 回庄内北部地域合併協議会 ・ 遊佐町が離脱を表明

## 北庄内合併協議会（法定協議会）設置までの経緯

期 日	項 目（ 摘 要 ）
平成 16 年 10 月 22 日	<p>1 市 3 町市長・町長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒田市、八幡町、松山町及び平田町の 1 市 3 町で、合併協議を行うことを確認</li> <li>・ 遊佐町に対して、合併協議への復帰について働きかけを行うことを確認</li> <li>・ 庄内北部地域合併協議会における協議の継続性を確認</li> <li>・ 未調整事項（建設計画、地域審議会等）について協議</li> </ul>
11 月 4 日	<p>1 市 3 町市長・町長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄内北部地域合併協議会の事業を休止し、酒田市、八幡町、松山町及び平田町の 1 市 3 町で、新たな合併協議会を設立することを確認</li> <li>・ 新たな合併協議会の運営について協議</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 40px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町議会臨時会への提案について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> <li>未調整事項の調整方針について</li> </ul> </div>
11 月 16 日	<p>北庄内合併協議会設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 市 3 町議会の議決を経て設置される</li> </ul>
11 月 27 日	<p>第 1 回北庄内域合併協議会</p>

## 北庄内合併協議会設置の議決状況について

酒田市	11 月 15 日	議案提出	同日	原案可決
八幡町	11 月 12 日	議案提出	同日	原案可決
松山町	11 月 15 日	議案提出	同日	原案可決
平田町	11 月 15 日	議案提出	同日	原案可決

北庄内合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 酒田市、八幡町、松山町及び平田町(以下「構成市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、北庄内合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 構成市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、構成市町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、構成市町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。ただし、会長に選任された者を除く。

- (1) 構成市町の長
- (2) 構成市町の議会の議長及び構成市町の議会が推薦する議員各1人
- (3) 構成市町の長が協議して定めた識見を有する者12人以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招

集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

( 会議の運営 )

第 10 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

( 小委員会 )

第 11 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 事務局 )

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 職員 )

第 13 条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

( 助役会議 )

第 14 条 協議会に提案する事項のうち特に重要な事項について協議する必要があるとき、当該協議をするため構成市町の助役をもって組織する助役会議を置くことができる。

2 助役会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

( 幹事会 )

第 15 条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費 )

第 16 条 協議会に要する経費は、構成市町が協議して負担する。

( 監査 )

第 17 条 協議会の出納の監査は、構成市町の監査委員の中から構成市町の長が協議して定めた者 2 人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第 18 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年11月16日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 助役会議・幹事会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて山形県職員を派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 班相互間の連絡及び調整
- (5) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に事務局が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (4) その他輕易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、協議会の印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、会長の属する市町の例による。この場合において、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町(県を含む。)の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班名	分掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 合併の方式に関する事。</li> <li>(2) 合併の期日に関する事。</li> <li>(3) 新市の名称に関する事。</li> <li>(4) 新市の事務所の位置に関する事。</li> <li>(5) 住民の意向を尊重する方策に関する事。</li> <li>(6) 合併の諸手続きに関する事。</li> <li>(7) 協議会の会議に関する事。</li> <li>(8) 助役会議・幹事会に関する事。</li> <li>(9) 合併に係る資料の編纂に関する事。</li> <li>(10) 合併に係る広報に関する事。</li> <li>(11) 庶務及び会計に関する事。</li> <li>(12) 専門部会の業務に関する事。</li> <li>(13) その他他の班に属さない事。</li> </ul>
計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市建設計画に関する事。</li> <li>(2) 住民サービスの向上効率的な業務執行の推進のための業務執行体制、執行システムの構築に関する事。</li> <li>(3) 専門部会の業務に関する事。</li> </ul>
調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税、使用料などの公租公課、その他行政施策、事務万般にわたる各構成団体間の相違事項の調整協議に関する事。</li> <li>(2) 各専門部会等の進行管理及び部会連絡調整会議に関する事。</li> <li>(3) 専門部会の業務に関する事。</li> </ul>

別表第2（第9条関係）

公印の名称	ひな形	寸法	書体	用途
北庄内合併協議会 会長印	北庄内合 併協議会 会長之印	方30ミリ	てん書	会長名をもって発する文書 用
北庄内合併協議会 会長職務代理人印	北庄内合 併協議会 会長職務 代理人之 印	方24ミリ	てん書	会長職務代理人名をもって 発する文書用
北庄内合併協議会 事務局長印	北庄内合 併協議会 事務局長 印	方24ミリ	てん書	事務局長名をもって発する 文書用

北庄内合併協議会助役会議設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第1項の規定により、北庄内合併協議会助役会議(以下「助役会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 助役会議は、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項のうち特に重要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 助役会議は、酒田市、八幡町、松山町及び平田町の助役をもって組織する。ただし、助役が不在の場合は、不在の市町長が指名した者をもって充てる。

2 助役会議に会長及び副会長を置く。

(会議)

第4条 助役会議は、会長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第5条 会長は、助役会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 助役会議は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、助役会議の協議経過及び結果について協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 助役会議の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

北庄内合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第1項の規定により、北庄内合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、北庄内合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、酒田市、八幡町、松山町及び平田町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会に専門部会を置く。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
酒田市	合併対策室長
八幡町	総務課長
松山町	総務企画課長
平田町	企画課長

北庄内合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、酒田市、八幡町、松山町及び平田町(以下「構成市町」という。)の負担金のほか、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会において承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時的かつ特別の理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(予算の流用)

第7条 会長は、歳出予算のうち款項を越える流用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3カ月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監

査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の認定を得たときは、当該決算書の写しを構成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式により、これを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年11月16日から施行する。

2 平成16年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回目の」と、同条第4項中「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「平成16年11月16日から翌年3月31日まで」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 会議費
		2 啓発費
		3 調査費
2 運営費	1 事務費	1 事務費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

北庄内合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会幹事会設置規程(以下「規程」という。)第7条の規定により、北庄内合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、北庄内合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、北庄内合併協議会規約3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に分科会を置く。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名
総務部会
企画財政部会
市民生活部会
健康福祉部会
商工観光部会
農林水産部会
建設部会
教育部会
議会部会
総合調整部会

北庄内合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会専門部会規程(以下「規程」という。)第7条の規定により北庄内合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、北庄内合併協議会専門部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会の組織は、別表に掲げるとおりとする。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する

(会議)

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会長は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

## 別表（第3条関係）

専門部会名	分科会
総務部会	総務分科会
	人事分科会
	税分科会
	会計分科会
	消防組合分科会
企画財政部会	企画分科会
	まちづくり分科会
	財政分科会
	情報企画分科会
	庄内広域行政組合分科会
市民生活部会	住民分科会
	国保分科会
	環境保全分科会
	クリーン組合分科会
健康福祉部会	病院分科会
	健康分科会
	高齢福祉分科会
	社会福祉分科会
	児童福祉分科会
商工観光部会	商工港湾分科会
	観光分科会
農林水産部会	農業分科会
	林業水産分科会
	農業委員会分科会
建設部会	土木分科会
	都市整備分科会
	上水道分科会
	生活排水分科会
教育部会	管理・学校教育分科会
	生涯学習分科会
	体育分科会
	芸術文化分科会
議会部会	
総合調整部会	事務機能配置分科会
	住民自治組織分科会

## 議案第1号

### 北庄内合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 会議の運営に当たっては、住民の意向を広く反映させながら公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の副会長及び委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 議事の表決は、全会一致によることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、会長及び出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 前項ただし書による表決に当たっては、出席委員全員の同意を必要とする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することによって、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、あらかじめ議長が会議に諮り非公開とすることができる。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日後に議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 会議場において、資料や文書等を配布しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約第10条第3項の規定により、北庄内合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手續)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、所在地、自己の氏名及び人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人)

第3条 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならな

い。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年11月27日から施行する。
- 2 庄内北部地域合併協議会会議傍聴規程(平成15年庄内北部地域合併協議会規程第9号)第6条の規定により、協議会の撮影及び録音の許可を得ている者は、この規程第6条の規定により許可を得ている者とみなす。

## 議案第3号

### 北庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第2項の規定により、北庄内合併協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 規約第7条第1項第3号の委員に対してのみ報酬を支給することとし、その額は、日額5,700円とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する旅費については、北庄内合併協議会の会長の属する市町の例により支給するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。

別表(第3条関係)

日 当 (1日につき)	車 賃 (1kmにつき)	宿 泊 料 (1泊につき)
2,600円	37円	13,100円

北庄内合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定により、北庄内合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の付託を受け、規約第3条に掲げる事項の一部について、専門的に調査及び審議するものとする。

(組織)

第3条 小委員会の名称は、別表のとおりとする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

3 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(準用)

第7条 会議の運営に関しては、北庄内合併協議会会議運営規程の規定を準用する。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。

別表（第3条関係）

小委員会名
第1小委員会
第2小委員会
第3小委員会
第4小委員会
建設計画に関する小委員会
行財政システムに関する小委員会
議会議員の定数、任期等に関する小委員会

## 各小委員会委員の指名について

### 常設設置方式

(敬称略)

#### 第1小委員会(所管事項:総務・商工観光・議会)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者
阿部與士男	石川憲雄	新館俊雄	小林隆逸	村上正敏

#### 第2小委員会(所管事項:企画財政・教育)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者
山川源吉	長谷川 裕	阿部慶一	佐藤きく子	小松隆二

#### 第3小委員会(所管事項:市民生活・健康福祉)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者
阿部清幸	安藤順子	小野 實	佐藤忠智	齋藤 緑

#### 第4小委員会(所管事項:農林水産・建設)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者
佐藤 弘	伊藤一哉	齊藤康広	小松原 俊	伊藤善市

### 特定事案審議方式

(敬称略)

#### 建設計画に関する小委員会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者	
2号委員	阿部與士男	石川憲雄	新館俊雄	小松原 俊		
3号委員	山川源吉	伊藤一哉	阿部慶一	佐藤きく子		

#### 行財政システムに関する小委員会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者	
2号委員	佐藤 弘	長谷川 裕	齊藤康広	佐藤忠智		
3号委員	阿部清幸	安藤順子	小野 實	小林隆逸		

#### 議会議員の定数、任期等に関する小委員会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	専門学識者	
2号委員	阿部與士男	石川憲雄	新館俊雄	小松原 俊		
	佐藤 弘	長谷川 裕	齊藤康広	佐藤忠智		
3号委員	山川源吉	伊藤一哉	小野 實	小林隆逸	伊藤善市	小松隆二

## 平成 1 6 年度北庄内合併協議会事業計画

### 1 合併協議会における協議

- ( 1 ) 市町村合併特例法第 5 条に規定する新市建設計画の策定をはじめ、合併協定項目の諸課題について協議を進める。
- ( 2 ) 合併協議の経過と結果等について、住民に情報を提供する。

### 2 幹事会、専門部会、分科会における協議

合併協議会の協議に付する合併協定項目の調整方針（案）や計画（案）等について、構成市町間で協議を進める。

- ( 1 ) 合併協定項目に関する事務事業の協議  
公共料金や行政サービス等の調整方針（案）を作成する。
- ( 2 ) 合併協定項目に関する新市建設計画の協議  
新市の施策、財政計画等の新市建設計画（案）を作成する。
- ( 3 ) 行政執行体制、行政サービス提供システムの構築  
協議会における協定項目の確認結果に基づき、合併後の行政サービスの提供や業務執行のシステムなどについて検討を行う。

## 議案第6号

## 平成16年度 北庄内合併協議会歳入歳出予算

## 歳入

(単位:千円)

款	項	目	予算額	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,000	1 市町負担金	8,000	合併協議会負担金 2,000千円×4市町
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金	5,000	1 県補助金	5,000	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	1	1 諸収入	1	預金利子
計			13,001			

## 歳出

(単位:千円)

款	項	目	予算額	節		説明
				区分	金額	
1 事業費	1 事業費	1 会議費	1,948	1 報酬	502	協議会委員報酬
				9 旅費	617	費用弁償
				11 需用費	72	食糧費
				13 委託料	607	会議録音テープ反訳委託料
				14 使用料及び賃借料	150	協議会会場借上料
		2 啓発費	6,885	11 需用費	6,825	協議会だよりの発行等
				13 委託料	60	ホームページ制作・更新委託料
3 調査費	100	13 委託料	100	各種調査委託料		
2 運営費	1 事務費	1 事務費	3,818	9 旅費	245	普通旅費
				11 需用費	940	消耗品費
				12 役務費	120	通信運搬費、手数料
				13 委託料	18	自動ドア保守点検委託料
				18 備品購入費	46	事務用備品購入費
				19 負担金、補助及び交付金	2,449	臨時職員賃金負担金 事務室維持管理負担金 職員時間外勤務手当負担金 駐車場駐車券負担金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	250	予備費	250	予備費
計			13,001			

## 議案付託表

### 第1小委員会

協議第 9号	協定項目 8	地方税の取扱い(その1)
協議第10号	協定項目 10	一般職の職員の身分の取扱い
協議第11号	協定項目 11	特別職の職員の身分の取扱い
協議第12号	協定項目 12	条例、規則の取扱い
協議第13号	協定項目 14	一部事務組合等の取扱い(その1)
協議第14号	協定項目 19	慣行の取扱い
協議第17号	協定項目 22	消防団の取扱い
協議第19号	協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱い
協議第20号	協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱い
協議第27号	協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱い
協議第28号	協定項目 24 - (11)	観光関係事業の取扱い(その1)
協議第34号	協定項目 24 - (18)	その他事務事業の取扱い
協議第36号	協定項目 14	一部事務組合等の取扱い(その2)
協議第37号	協定項目 18	町(字)の区域及び名称の取扱い
協議第39号	協定項目 24 - (11)	観光関係事業の取扱い(その2)
協議第41号	協定項目 8	地方税の取扱い(その2)
協議第42号	協定項目 14	一部事務組合等の取扱い(その3)

### 第2小委員会

協議第18号	協定項目 23	自治会・行政連絡機構の取扱い
協議第21号	協定項目 24 - (4)	まちづくり関係事業の取扱い
協議第32号	協定項目 24 - (16)	学校教育関係事業の取扱い
協議第33号	協定項目 24 - (17)	生涯学習関係事業の取扱い
協議第38号	協定項目 24 - (3)	電算システムの取扱い
協議第40号	協定項目 5	財産の取扱い

### 第3小委員会

協議第15号	協定項目 20	国民健康保険事業の取扱い
協議第16号	協定項目 21	介護保険事業の取扱い
協議第22号	協定項目 24 - (5)	環境関係事業の取扱い
協議第23号	協定項目 24 - (6)	住民窓口業務の取扱い
協議第24号	協定項目 24 - (7)	保健衛生関係事業の取扱い
協議第25号	協定項目 24 - (8)	病院関係事業の取扱い
協議第26号	協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱い

### 第4小委員会

協議第 8号	協定項目 7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
協議第29号	協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱い
協議第30号	協定項目 24 - (14)	生活排水関係事業の取扱い
協議第31号	協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱い
協議第43号	協定項目 24 - (13)	水道関係事業の取扱い

## 建設計画に関する小委員会

協議第45号 協定項目25 新市建設計画

## 行財政システムに関する小委員会

協議第35号 協定項目13 事務組織及び機構の取扱い

協議第44号 協定項目9 地域審議会等の取扱い

## 議会議員の定数、任期等に関する小委員会

協議第7号 協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

その他資料 今後のスケジュールについて

合併申請書提出までのスケジュール（予定）

月	山形県との 建設計画に関する協議	合併協議会	各市町議会	住民への 周知等
平成 16年  11 月		<b>11/27（土）</b> <b>第1回北庄内合併協議会</b> ・協議会新設の経過報告 ・協定項目の調整方針を 提案、協議  <b>11/30（火）（予定）</b> 行財政システムに関する小委員会 建設計画に関する小委員会	<b>11/12（金）15（月）</b> <b>各市町議会</b> <b>11月臨時会</b> ・協議会新設議案議決	
12 月	<b>12月上旬</b> 建設計画事前協議 （事前協議書提出）  ↓ <b>12月中～下旬</b> 山形県合併支援本部 庄内地域支部会議	↓ 各小委員会における協議  <b>12/11（土）（予定）</b> <b>第2回北庄内合併協議会</b> ・各小委員会委員長報告 ・全協定項目の調整方針を 確認 ・協定書の内容確認	<b>各市町議会</b> <b>12月定例会</b>	↓ 合併に関する座談会等、 住民への説明と意向把握
平成 17年  1 月	↓ <b>1月上旬～中旬</b> 山形県合併支援本部 幹事会  ↓ <b>1月下旬</b> 建設計画本協議 （本協議書提出）	↓ <b>1月下旬</b> <b>第3回北庄内合併協議会</b> ・全協定項目の調整方針を 確認 ・協定書の内容確認		
2 月	<b>2月中旬</b> （本協議回答） ↓ 山形県 合併支援本部会議	<b>2月中～下旬</b> <b>第3回北庄内合併協議会</b> ・合併調印式		
3 月		<b>3月下旬</b> <b>山形県へ合併申請書提出</b>	<b>各市町議会</b> <b>3月定例会</b> ・合併関係議案審議	

## 北庄内合併協議会委員等名簿

	氏名	区分	備考
会長	阿部 寿一		酒田市長
副会長	佐々木 藤正	1号委員	松山町長
副会長	加藤 寛英	1号委員	平田町長
副会長	後藤 孝司	1号委員	八幡町長
委員	阿部 與士男	2号委員	酒田市議会議長
委員	佐藤 弘	2号委員	酒田市議会議員
委員	石川 憲雄	2号委員	八幡町議会議長
委員	長谷川 裕	2号委員	八幡町議会議員
委員	新館 俊雄	2号委員	松山町議会議長
委員	齊藤 康広	2号委員	松山町議会議員
委員	小松原 俊	2号委員	平田町議会議長
委員	佐藤 忠智	2号委員	平田町議会議員
委員	山川 源吉	3号委員	酒田市
委員	阿部 清幸	3号委員	酒田市
委員	伊藤 一哉	3号委員	八幡町
委員	安藤 順子	3号委員	八幡町
委員	小野 實	3号委員	松山町
委員	阿部 慶一	3号委員	松山町
委員	小林 隆逸	3号委員	平田町
委員	佐藤 きく子	3号委員	平田町
委員	伊藤 善市	3号委員	東京女子大学名誉教授
委員	小松 隆二	3号委員	東北公益文科大学学長
委員	村上 正敏	3号委員	山形県庄内総合支庁長
委員	齋藤 緑	3号委員	特定非営利活動法人あらた代表理事
監査委員	土井 賢策		八幡町監査委員
監査委員	仲鉢 広男		平田町監査委員

# 写

## 北庄内合併協議会の設置に関する協議書

酒田市、八幡町、松山町及び平田町は、北庄内合併協議会（以下「協議会」という。）の設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき協議し、別紙のとおり規約を定め、設置するものとする。

この協議会の成立を証するため、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月16日

酒田市長 阿部 寿一

八幡町長 後藤 孝司

松山町長 佐々木 藤正

平田町長 加藤 寛英

# 写

## 北庄内合併協議会規約に関する確認書

酒田市、八幡町、松山町及び平田町は、北庄内合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する構成市町の長が協議して定める事項について協議し、次のとおり確認した。

1 規約第 4 条に規定する協議会の事務所

酒田市中町一丁目 4 番 10 号庄内情報プラザ 2 階とする。

2 規約第 6 条第 1 項に規定する会長及び副会長の選任について

会長に酒田市長 阿部寿一氏を選任する。

副会長に八幡町長 後藤孝司氏、松山町長 佐々木藤正氏及び平田町長 加藤寛英氏を選任する。

この場合において、規約第 8 条に規定する会長の職務を代理すべき副会長は、松山町長 佐々木藤正氏、平田町長 加藤寛英氏、八幡町長 後藤孝司氏の順とする。

3 規約第 7 条第 1 項第 3 号に規定する識見を有する委員は、構成市町が推薦する者 2 名ずつ、伊藤善市氏（東京女子大学名誉教授）、小松隆二氏（東北公益文科大学学長）、村上正敏氏（山形県庄内総合支庁長）及び齋藤緑氏（特定非営利活動法人あらた代表理事）とする。

4 規約第 13 条に規定する協議会の事務に従事する職員は、構成市町が選任する職員及び山形県から派遣される職員を充てることとし、次のとおりとする。

(1) 協議会の事務局長は、酒田市職員をもって充てる。

(2) 協議会の事務局職員の人数は、事務局長を除き酒田市 4 名、八幡町 1 名、松山町 1 名、平田町 1 名とする。

5 規約第 16 条に規定する協議会に要する経費は、関係市町で均等に負担するものとする。

別添3

6 規約第17条第1項に規定する監査委員について

監査委員は、八幡町監査委員 土井賢策氏及び平田町監査委員 仲鉢広男氏  
に委嘱する。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通  
を保有する。

平成16年11月16日

酒田市長 阿 部 寿 一

八幡町長 後 藤 孝 司

松山町長 佐々木 藤 正

平田町長 加 藤 寛 英